

建築確認申請を予定されている
事業者の皆様へ

指定確認検査機関へ建築確認申請される物件の 法令解釈のご相談は申請予定の指定確認検査機関へ

現在、新宿区における建築確認申請については、指定確認検査機関が全体の9割超を受付しています。

一方で、指定確認検査機関への申請内容に関する法令解釈のご相談は、依然として新宿区に多く寄せられており、ご相談いただいた内容を指定確認検査機関へ伝える際に行き違いによりトラブルとなる事例などが発生しています。さらには慢性的な窓口の混雑や問い合わせ内容への回答への遅延、建築行政事務への影響も生じていることにより、結果的に申請者等の皆様へもご不便、ご迷惑をおかけしているのが現状です。

このような状況を鑑み、新宿区では、多様化する建築行政事務に対応し、建築物の安全性の一層の確保を実現していくため、今後、建築確認申請に関連する法令解釈のご相談は申請する予定の指定確認検査機関で受付することを原則に対応することといたします。

なお、指定確認検査機関が確認検査の適正な実施のため必要な事項については、法【建築基準法第77条の32第1項】に基づき新宿区に照会することができます。

事業者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

令和6年9月1日
新宿区都市計画部建築指導課